

# TM スマートサービス利用規約

## 第1条（適用）

- 1 株式会社テレ・マーカーは、この「TM スマートサービス利用規約」（以下「本規約」といいます）を定め、本規約にしたがい「TM スマートサービス」（以下「本サービス」といいます）を提供します。本サービスをご利用の際には、本規約が適用されますので、本サービスをご利用いただく前に、必ずお読みください。
- 2 当社は、本サービスの一部または全部に関し、本規約のほか、本サービスのご利用にあたってのルール等の諸規定（以下「個別規定」といいます）を別途定めることがあります。この場合、個別規定は本規約の一部を構成します。ただし、個別規定と本規約の定めが異なる場合には、個別規定が優先するものとします。
- 3 当社は、本サービスの一部または全部に追加してオプションサービスを提供する場合があります。この場合、本規約はオプションサービスにも適用されるものとします。ただし、そのオプションサービスに別途の利用規約その他の特約がある場合において、その特約と本規約の定めが異なる場合には、その特約が優先するものとします。

## 第2条（本規約・本サービスの変更）

- 1 当社は、相当の事由があると判断した場合には、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの料金その他本サービスの提供条件については、変更後の本規約によるものとします。
- 2 当社は、前項の変更を行う場合には、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびに本規約の変更に係る効力発生時期を、利用者に対して、当社ホームページへの掲載、利用者に対する電子メールの送信その他の適切な方法により周知するものとします。

なお、その周知を行う場合、本規約の変更に係る効力発生時期までに相当な予告期間を設けるものとします。

- 3 前項の周知が行われた場合には、利用者は、変更後の本規約の内容に同意したものとみなします。
- 4 当社は、相当の事由があると判断した場合、個別に利用者の個別の承諾または同意を得ることなく、当社が提供する本サービスの内容を、当社の判断により、変更することができるものとします。この場合の変更に係る手続およびその効力発生は、前三項の規定に準じるものとします。また、この場合、当社は、本サービスの内容の変更に起因して利用者または第三者が被った如何なる損害、不利益についても、一切の責任を負いません。

### 第3条（定義）

本規約で使用する用語の意味は、以下の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「本契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。
- (2) 「申込者」とは、本サービスを利用するために当社に対し本契約の申込みを行う者をいいます。
- (3) 「利用者」とは、当社との間で本契約が成立し、本サービスを利用する者をいいます。
- (4) 「本サービス」とは、第4条第1項で定義されるものをいいます。
- (5) 「スマート Wi-Fi プラン」とは、①本レンタルサービス、②本保守サービスおよび③本サイバーセキュリティ補償サービスの3つのサービスを組み合わせて提供する複合的なサービスプランをいいます。
- (6) 「スマート UTM プラン」とは、①本クラウド型 UTM マネジメントサービスおよび②本サイバーセキュリティ補償サービスの2つのサービスを組み合わせて提供する複合的なサービスプランをいいます。

- (7) 「スマート Wi-Fi セキュリティプラン」とは、①本レンタルサービス、②本クラウド型 UTM マネジメントサービス、③本保守サービスおよび④本サイバーセキュリティ補償サービスの4つのサービスを組み合わせて提供する複合的なサービスプランをいいます。
- (8) 「本レンタルサービス」とは、本レンタル機器のレンタルサービスをいい、具体的な詳細は、別紙1に記載のとおりとなります。
- (9) 「本保守サービス」とは、本レンタル機器の設定方法、操作方法、課題等に対する電話相談等のサービスをいい、具体的な詳細は、別紙2に記載のとおりとなります。
- (10) 「本サイバーセキュリティ補償サービス」とは、利用者もしくは利用者の役員（以下本号において両者を併せて「利用者等」といいます）が、本レンタルサービスを通じてインターネット接続を行っている場合（スマート Wi-Fi プランおよびスマート Wi-Fi セキュリティプランの場合）またはインターネット接続時に本クラウド型 UTM マネジメントサービスを利用してセキュリティ管理を行っている場合（スマート UTM プランの場合）において、利用者等による当該インターネット利用に関連して発生したサイバー事故（別紙3で定義するものをいいます。以下、同様とします）により、利用者等以外の第三者（以下「被害者」といいます）に損害を生じさせた場合に、被害者から利用者に対してその損害賠償請求がなされたことに起因して、利用者が反射的に被る損害を補償するサービスをいいます。この場合、具体的には、当社を保険契約者、利用者（記名被保険者）および利用者の役員を被保険者、利用者を保険金受取人とするサイバーセキュリティ特約付き専門事業者賠償責任保険契約を、当社が三井住友海上火災保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます）との間で締結することにより、利用者が反射的に被る損害について、引受保険会社が利用者に対して保険金を支払うことに係るサービスになります。なお、この本サイバーセキュリティ補償サービスの具体的な詳細は、別紙3に記載のとおりとします。

- (11) 「本クラウド型 UTM マネジメントサービス」とは、当社または本 OEM 提供元事業者が占有管理するクラウドサーバー上に設置した仮想 UTM を介して（通過して）、利用者が自ら所有または正当な使用権限を有するパーソナルコンピュータから、インターネット接続を行うことにより、そのインターネット通信時の各種セキュリティ機能を一元的に提供するサービスをい、具体的な詳細は、別紙4に記載のとおりとします。
- (12) 「オプション契約」とは、オプションサービスの利用に関し、利用者が当社と締結する契約をいいます。
- (13) 「本レンタル機器」とは、当社が所有またはリース会社からのリースにより調達する、据え置き型の Wi-Fi ルータ（ただし、Wi-Fi6（IEEE802.11ax）の通信規格に対応したものとします）および付属品であって、本レンタルサービスの利用のために当社が利用者に対して貸与提供するものをいいます。
- (14) 「本 OEM 提供元事業者」とは、本クラウド型 UTM マネジメントサービスを開発構築し、当社に対して、これを OEM 提供する事業者（当社の名称により利用者に対してこれを再販売ないし再提供することを許諾した事業者）をいいます。

#### 第4条（本サービス）

1 本サービスについて、当社は、利用者の選択により、

- (1) スマート Wi-Fi プラン
- (2) スマート UTM プラン
- (3) スマート Wi-Fi セキュリティプラン

のいずれかのサービス（サービスプラン名）を提供します。

2 本サービスの提供エリアは、日本国内のうち、当社が別に定めるエリアとします。

3 当社は、相当の事由があると判断した場合、個別に利用者の承諾または同意を得ることなく、当社が提供する本サービスに係るサービスプランの種類およびその内容を、当社の判断により、変更する

ことができるものとします。この場合の変更に係る手続およびその効力発生に関しては、第2条（本規約・本サービスの変更）に準じるものとします。

#### 第5条（利用目的の制限）

- 1 利用者は、本サービスを自己の事業の目的のためにのみ利用するものとします。
- 2 利用者は、本サービス（ただし、スマート Wi-Fi プランまたはスマート Wi-Fi セキュリティプラン）を構成するサービスのうち、本レンタルサービスを適法に自己の通信目的のためにのみ利用します。
- 3 利用者は、本サービス（ただし、スマート UTM プランまたはスマート Wi-Fi セキュリティプラン）を構成するサービスのうち、本クラウド型 UTM マネジメントサービスについて、自己が所有または正当な使用権限を有するパーソナルコンピュータから自己の業務のために行うインターネット通信時の一元的なセキュリティ確保、管理の目的のためにのみ利用するものとします。

#### 第6条（通知）

- 1 当社から利用者に対する通知は、当社ホームページへの掲載、利用者に対する電子メールの送信その他の当社が適切と判断する方法により行います。
- 2 前項の通知は、当社ホームページへの掲載によりこれを行う場合には当社が通知内容を当社ホームページに掲載した時点から、その他の方法によりこれを行う場合には当社が通知内容を発信した時点から、その効力を生じるものとします。
- 3 第1項の通知について、当社ホームページへの掲載以外の方法によりこれを行う場合において、利用者が第11条（届出事項の変更等）による変更の届出等を行っていない場合には、当社は、従前の届出先に宛てて通知を行うことで足りるものとします。

#### 第7条（申込み方法）

- 1 本サービスの申込みは、あらかじめ本規約に同意のうえ、当社所定の手続にしたがい、申込みを行う本サービスに係るサービスプランの別を明確にしてこれを行うものとします。
- 2 前項の場合、申込者は、当社所定の様式にしたがい、住所または所在地、電話番号、メールアドレス、氏名および屋号（申込者が個人の場合）、名称ならびに代表者名および担当者名（申込者が法人の場合）、その他利用者登録のために必要なものとして当社が定める必要事項（以下「届出事項」といいます）を届け出ていただきます。

なお、届出事項に誤りまたは不備があったことにより、申込者が不利益を被ったとしても、当社は一切の責任を負いません。
- 3 本サービスの申込者は、日本国内に本店もしくは主たる事務所の所在地がある法人または個人（ただし、事業を営むものに限り）に限るものとします。

#### 第8条（申込みの承諾）

- 1 当社は、本サービスの申込みがあった場合、受け付けた順序にしたがい承諾するものとします。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときはその限りではありません。
- 2 申込みに対する承諾は、当社から申込者に対する申込承諾メールの発信その他当社所定の方法により行います。
- 3 当社は、前二項の定めにかかわらず、以下の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合には、申込みを承諾しない場合があります。
  - (1) 申込者が実在しない場合
  - (2) 申込者が日本国外に居住または所在する場合
  - (3) 本サービスの提供が技術上または当社の業務遂行上困難である場合
  - (4) 申込者が、過去に本契約を解除されまたは本サービスの提供を停止されたことがある場合

- (5) 申込者が、過去に本サービス以外の当社が提供する他のサービスの利用契約を解除され、または他のサービスの提供を停止されたことがある場合
  - (6) 申込者が、本サービスまたは本サービス以外の当社が提供する他のサービスの料金等、当社に対する債務の支払いを現に怠りまたは怠るおそれがある場合
  - (9) 届出事項に虚偽、誤記または記入漏れがあった場合
  - (10) 個人である申込者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人または民法第16条第1項の審判を受けた被補助者をいいます）である場合において、申込み当たり法定代理人、保佐人または補助人の同意等を得ていない場合
  - (11) 申込者が第17条（当社からの解除）第1号各号または第20条（禁止事項）第1項各号に定める事由のいずれかに該当する場合
  - (12) 第35条（表明保証）第1項各号に該当する者である場合、または同第2項各号に該当する行為を行った場合
  - (13) その他、上記に準ずる場合で、当社が申込みを承諾することが不適當であると判断した場合
- 4 前項に基づき、当社が、申込者からの申込みを承諾しない旨の判断を行った場合、申込者に対する不承諾メールの発信その他当社所定の方法によりその旨を通知するものとします（この場合、当社は、申込者に対して申込みを承諾しない理由を説明ないし回答する必要はないものとします）。この場合、申込者は、当社が申込みを承諾しなかったこと等につき異議を述べることは一切できないものとします。

#### 第9条（本契約の成立）

- 1 本契約は、本サービスの申込みに対して、当社が第8条(申込みの承諾)で定める承諾を行った時点で成立するものとします。
- 2 本サービスの提供開始日は、本契約成立後、当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を利用者に対する電子メールの送信等、当社が適当と認める方法により利用者に通知します。

#### 第10条（IDおよびパスワードの管理）

- 1 本サービスの利用にあたり、当社は、利用者に対して、IDおよびパスワードを発行することがあります。この場合、当該利用者は、発行された自己のIDおよびパスワードの使用および管理について一切の責任を負うものとします。
- 2 当社は、ログイン時に入力されたIDおよびパスワードが、登録されたIDおよびパスワードと一致することを所定の方法により確認した場合には、当該ログインを真正な利用者によるログイン、真正な利用者による利用とみなします。
- 3 利用者は、IDおよびパスワードを貸与、譲渡、名義変更、売買または質入してはならず、また、方法の如何を問わず第三者に使用させてはならないものとします。
- 4 IDまたはパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は、利用者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
- 5 利用者は、IDもしくはパスワードが盗まれ、または第三者に使用されていることを知った場合、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社から指示を受けた場合、これにしたがうものとします。
- 6 第1項ないし前項の規定は、オプションサービスの利用に関して発行されたIDおよびパスワードについて、これを準用するものとします。

#### 第11条（届出事項の変更等）

- 1 利用者は、当社への届出事項に変更があった場合には、当社所定の様式により、速やかに届け出るものとします。
- 2 利用者は、前項の届出を怠ったことにより、当社からの通知が不到達または遅延となった場合であっても、当該通知は通常到達すべきときに到達したとみなされることをあらかじめ異議なく承諾するものとします。

#### 第12条（サービスプランの変更申込）

利用者は、当社が別に定める方法により、本サービスに係るサービスプランの変更を申し込むことができます。この場合、当社は、第8条（申込の承諾）の規定に準じて取り扱うものとします。

#### 第13条（譲渡禁止）



利用者は、本契約上の地位もしくは本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し  
または担保提供することはできません。

#### 第14条（一般承継）

- 1 利用者が法人である場合において、合併等の事由により利用者の権利義務の一般承継が発生した場合  
には、利用者の地位も承継されることとします。

この場合、合併等の後存続する法人または合併等により設立された法人は、当該事由の発生を証明す  
る書類を添えて、当社所定の手続にしたがい当社に届け出るものとします。

- 2 利用者が個人である場合において、当該利用者が死亡した場合、本契約は終了または承継されるもの  
とし、相続人は、そのいずれかを選択することができるものとします。

ただし、承継を選択できる相続人は、被相続人である個人が営んでいた事業を承継した者に限るもの  
とします。

- 3 前項の場合において、相続人が利用者の地位を承継するときは、正当な相続人であることおよび被相  
続人である個人が営んでいた事業を承継したことを証明する書類を添えて、速やかに当社所定の手続に  
したがって当社に届け出るものとします。

- 4 第2項の場合において、相続人が本契約の終了を選択した場合の手続およびその効力発生時期等は、  
第16条（利用者からの解約）の規定を準用するものとします。

- 5 本条により利用者の地位の承継がなされた場合、当該利用者が締結するオプション契約に係る利用者  
の地位もこれにともなって当然に承継されるものとします。

#### 第15条（利用期間）

- 1（1）本サービスのうち、スマート Wi-Fi プランおよびスマート Wi-Fi セキュリティプランについ  
ては、24ヶ月（2年）の最低利用期間があります。

(2) スマート Wi-Fi プランまたはスマート Wi-Fi セキュリティプランにつき、いずれかのプランに係る利用者が第 21 条 (利用料金) 第 3 項に定める課金開始月を 1 ヶ月目として 24 ヶ月目の末日までに第 16 条 (利用者からの解約) の規定により本契約を解約した場合、以下の計算により算出される違約金が発生するものとし、当社に対して、解約の効力が発生した後直ちにこの違約金を支払うものとします。

1 のスマート Wi-Fi プランまたはスマート Wi-Fi セキュリティプランに係る本契約ごとに、解約の効力発生日を含む月の翌月 (当該月を含みます) から当初の最低利用期間終了日を含む月までの残存期間 (月数。なお、1 ヶ月未満の端数は切り上げとします) に応じて、1 ヶ月あたり 2000 円 (税抜き金額。税込 2200 円) を乗じた金額。

(3) スマート Wi-Fi プランまたはスマート Wi-Fi セキュリティプランの利用者が、本契約を解約した後に、再度、スマート Wi-Fi プランまたはスマート Wi-Fi セキュリティプランに係る本契約の申込みを行った場合、新たに本項を適用するものとします。

2 本サービスのうち、スマート UTM プランについては、特に最低利用期間を定めないものとし、同プランに係る利用者は、第 9 条 (本契約の成立) 第 1 項により本契約が成立した後いつでも、第 16 条 (利用者からの解約) の規定により本契約を解約することができます。

#### 第 16 条 (利用者からの解約)

- 1 利用者は、本契約を解約しようとするときは、あらかじめ当社所定の手続にしたがい当社に通知するものとします。
- 2 前項の場合、本契約の解約の効力については、当該通知が当社に到達した日が属する月の当月末日に生じるものとします。

- 3 利用者は、前項に基づき本契約の解約の効力が生じた時点において既に発生し、またはその発生原因が生じている第21条（利用料金）に定める本利用料金については、本規約に基づきこれを支払うものとしします。
- 4 利用者が当社との間で本契約に加えてオプション契約も締結している場合、当社は、第1項による利用者からの解約の通知につき、これによりオプション契約についての解約の通知もあったものとみなすことができるものとしします。
- 5 利用者が、本条の規定に基づき本契約を解約した場合、その解約の効力を生じた後は、利用者は、本サービスを一切利用することができないものとしします。ただし、本サイバーセキュリティ補償サービスについては、本契約の解約の効力が生じる前に発生したサイバー事故につき、その解約の効力が生じる前に利用者が必要な補償請求を開始している場合に限り、本サイバーセキュリティ補償サービスによる補償を受けることができるものとしします（本契約の解約の効力が生じる前に発生したサイバー事故であっても、その解約の効力が生じる前に利用者が必要な補償請求を開始していない場合は、本サイバーセキュリティ補償サービスによる補償を受けることはできません）。

#### 第17条（当社からの解除）

- 1 利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、利用者にあらかじめ催告をすることなく、当社の判断により、本契約を解除することができるものとしします。
  - (1) 第8条（申込みの承諾）第3項各号（ただし、第3号を除きます）のいずれかに該当する事由のあることが本契約成立後に当社に判明した場合
  - (2) 届出事項またはその後利用者が当社に届け出た事項に虚偽があることが判明した場合
  - (3) 利用者が、支払期日を経過してもなお、第21条（利用料金）に定める本利用料金その他本契約に基づき当社に支払うべき金員を支払わない場合

- (4) 第11条(届出事項の変更等)の規定による変更の届出を怠ったことにより、利用者が当社に届け出た住居所にいないことが明らかな場合であって、当社がその事実を確認した場合
- (5) 第20条(禁止事項)その他の本規約の規定(各別紙に定める内容を含みます)、またはオプションサービスに関する利用規約等に違反した場合
- (6) 利用者が、本サービス以外の当社が提供する他のサービスを利用している場合において、当該サービスに係る利用契約を解除され、またはその契約解除事由に該当する場合
- (7) 支払停止または支払不能の事由を生じた場合
- (8) 自ら振り出し、または裏書した手形、小切手について、手形交換所の不渡り処分を受け、または銀行取引停止処分を受けた場合
- (9) 第三者から、その財産について仮差押、仮処分、差押、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立て、または公租公課の滞納処分を受けた場合
- (10) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的倒産手続の申立てを受け、または自ら申し立てた場合
- (11) 監督官庁から、事業の取消、停止等の処分を受け、または事業の全部もしくは重要な一部を廃止変更した場合
- (12) 法人である利用者が解散決議をした場合
- (13) 信用状態が著しく悪化したとき
- (14) その他、利用者として不適格であると当社が判断した場合

2 前項により本契約を解除した場合、当社は、利用者に対して、その旨を通知するものとします。

3 前項により本契約を解除した場合、当社は、本契約の解除と併せてオプション契約も解除することができるものとします。

4 第1項および前項に基づき当社が本契約およびオプション契約を解除したことにより、利用者または第三者が不利益、損害を被ったとしても、当社は、そのことについて一切の責任を負いません。

5 スマート Wi-Fi プランまたはスマート Wi-Fi セキュリティプランにつき、当社が、本条に基づき、第 21 条（利用料金）第 3 項に定める課金開始月を 1 ヶ月目として 24 ヶ月目の末日までの間に本契約を解除した場合、第 15 条（利用期間）第 1 項第 2 号の規定を準用するものとします。

ただし、この場合、違約金の算出期間は、本契約解除の効力発生日を含む月（当該月を含みます）から当初の最低利用期間終了日を含む月までの残存期間（月数）とします。

6 当社が本条に基づきスマート Wi-Fi プランまたはスマート Wi-Fi セキュリティプランに係る本契約を解除した後に、当該利用者が再度本契約の申込みを行った場合には、新たに前項の規定を適用するものとします。

7 第 5 項の規定にかかわらず、利用者が第 1 項各号のいずれかに該当したことにより当社に損害が発生した場合、当社は、利用者に対して、第 5 項の違約金と別に、損害賠償を請求することができるものとします。

8 当社が、本条の規定に基づき本契約を解除した場合、その解除の効力を生じた後は、利用者は、本サービスを一切利用することができないものとします。ただし、本サイバーセキュリティ補償サービスについては、本契約の解除の効力が生じる前に発生したサイバー事故につき、その解除の効力が生じる前に利用者が必要な補償請求を開始している場合に限り、本サイバーセキュリティ補償サービスによる補償を受けることができるものとします（本契約の解除の効力が生じる前に発生したサイバー事故であっても、その解除の効力が生じる前に利用者が必要な補償請求を開始していない場合は、本サイバーセキュリティ補償サービスによる補償を受けることはできません）。

#### 第 18 条（期限の利益喪失）

利用者は、第 17 条（当社からの解除）第 1 項各号に定める事由が発生した場合、本契約およびオプション契約に基づき当社に負担する一切の債務（第 21 条（利用料金）に定める債務を含みますが、これに限りません）について当然に期限の利益を失い、直ちにその全額を当社に支払います。

## 第19条（本サービスの一時中止、廃止）

1 当社は、以下の各号のいずれかに定める事由がある場合、あらかじめ利用者に通知したうえ、本サービスの一部または全部の提供を一時的に中止することがあります。ただし、緊急やむを得ない場合、当社は、あらかじめ利用者に対する通知を行うことなく、本サービスの一部または全部の提供を一時中止することができるものとします。

- (1) 本サービスを提供するために必要な当社、本 OEM 提供元事業者または第34条（再委託）に基づく当社の再委託先の設備、機器、システム等の保守、工事または更新のために必要な場合
- (2) 前号の設備等の障害または故障等やむを得ない場合
- (3) 通信回線が中止、休止、停止または制限されたことにより、当社が本サービスの提供を行うことが一時的に困難または不能になったとき
- (4) 火災、停電もしくは地震、噴火、洪水、津波等の天災、または戦争、内乱、暴動、労働争議等の不可抗力により、当社が本サービスを提供することが一時的に困難または不能になった場合
- (5) その他、当社が、本サービスの提供を一時的に中止する合理的な必要性があると判断した場合

2 前項による本サービスの提供中止期間中といえども、第21条（利用料金）に定める本利用料金は発生し、利用者はその支払義務を免れないものとします。

3 当社は、以下の各号のいずれかに定める事由がある場合、あらかじめ利用者に通知したうえ、本サービスの一部または全部の提供を廃止することがあります。ただし、緊急やむを得ない場合、当社は、あらかじめ利用者に対する通知を行うことなく、その提供を廃止することができるものとします。

- (1) 第1項第2号に該当する場合であって、その復旧または修理による回復が困難または不能である場合（回復のために過大な費用を要する場合を含みます）
- (2) 第1項第4号に該当する場合であって、当社による本サービスの提供困難等が長期間かつ継続的なものとなった場合

(3) その他、当社が、本サービスの提供を廃止する合理的な必要性があると判断した場合

4 当社は、第1項による本サービスの提供の一時中止、または第3項による本サービスの提供の廃止により、利用者または第三者が被った如何なる損害、不利益についても、一切の責任を負いません。

5 第3項の規定に基づき本サービスの一部または全部が廃止された場合、その廃止後は、利用者は、その廃止された本サービスについてはこれを一切利用することができないものとします。

## 第20条 (禁止事項)

1 利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

(1) 当社または第三者（本 OEM 提供元事業者および第34条（再委託）に基づく当社の再委託先を含むが、その限りではない。以下、本条において同様とする）の著作権および商標権を含む一切の知的財産権、肖像権、パブリシティ権等の正当な権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

(2) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、または当社もしくは第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為

(3) 当社または第三者に対する詐欺または脅迫行為

(4) 本サービスを違法な目的で利用する行為

(5) 本サービスの運営を妨害する行為

(6) 本人の同意を得ることなくまたは詐欺的手段により第三者の個人情報を取得する行為

(7) 第三者になりすまして本サービスの全部または一部を利用する行為

(8) 第三者による本サービスの利用に支障を与える方法もしくは態様において本サービスを利用する行為、またはそのおそれのある行為

(9) 第三者に本サービスの全部または一部を再販売または再提供する行為

(10) 第三者に本サービスの全部または一部を利用させる行為

- (11) スマート Wi-Fi プランまたはスマート Wi-Fi セキュリティプランの利用者が、本レンタルサービスの利用にあたり、別紙1の第11項に定める禁止事項を行う行為
- (12) スマート UTM プランまたはスマート Wi-Fi セキュリティプランの利用者が、本クラウド型 UTM マネジメントサービスの利用にあたり、別紙4の第9項に定める禁止事項を行う行為
- (13) その他、故意または過失により当社または第三者に不利益を与える行為
- (14) 法令もしくは本規約（別紙を含みます）に違反する行為、または公序良俗に違反する行為
- (15) その他、当社が不適切であると判断する行為

2 利用者は、前項各号に該当する行為を行ったことにより、当社または第三者に損害を与えまたはそのおそれを生じさせた場合には、当社または第三者に生じた損害および費用（損害の発生を回避もしくはそのおそれを除去し、または損害の拡大を防止するための費用を含みます）につき、その全額を賠償または補てんしなければなりません。

3 利用者が第1項各号に該当する行為を行ったと合理的に判断した場合、当社は、あらかじめ当該利用者に対する通知その他の手続を経ることなく、以下の各号に定める措置を講じることができるものとします。この場合、当社が当該措置を講じるために支出した費用は利用者の負担とし、利用者は、当社からの請求により、当社が指定する期日までに支払います。

- (1) 利用者に対して、当該行為の中止等必要な措置を行うことを要求すること
- (2) その他、利用者による禁止行為を停止させるために必要な措置を行うこと

4 前項各号に定める措置を講じるか否かは当社の自由な判断によるものとし、当社はこれを講じる法的義務を負わないものとします。当社が当該措置を講じたことまたは講じないことにより、利用者または第三者に何らかの損害、不利益が発生したとしても、当社は、一切の責任を負いません。

## 第21条（利用料金）



1 本サービスの利用料金（以下「本利用料金」といいます）は、本サービスに係るサービスプランの別に応じて、以下の各号に定めるとおりとします。

(1) スマート Wi-Fi プラン

本レンタル機器（本体）1台あたり、月額3500円（税抜金額。税込み3850円）。

※ 利用者が、本サービスプランのオプションサービスとして、メッシュ Wi-Fi サービスを申し込んだ場合には、そのメッシュ Wi-Fi サービスに係る利用料金は別に発生するものとします（その具体的金額等は、別途、メッシュ Wi-Fi サービスに係る利用規約で定めるものとします）。

(2) スマート UTM プラン

本サービスプランに基づき、本クラウド型 UTM マネジメントサービスに接続し、利用するパーソナルコンピュータが1台である場合、月額2000円（税抜金額。税込み2200円）。

※ 利用者は、その選択により、本サービスプランに基づき、本クラウド型 UTM マネジメントサービスに接続し、利用するパーソナルコンピュータの台数を2台以上とすることができるものとし、この場合の利用料金は、2台目以降は1台追加（増加）するごとに、月額1000円（税抜金額。税込み1100円）を追加するものとします。

(3) スマート Wi-Fi セキュリティプラン

本レンタル機器（本体）1台、かつ本クラウド型 UTM マネジメントサービスに接続し、利用するパーソナルコンピュータが1台である場合、月額5000円（税抜金額。税込み5500円）

※ 利用者が、本サービスプランのオプションサービスとして、メッシュ Wi-Fi サービスを申し込んだ場合には、そのメッシュ Wi-Fi サービスに係る利用料金は別に発生するものとします（その具体的金額等は、別途、メッシュ Wi-Fi サービスに係る利用規約で定めるものとします）。

※ 利用者は、その選択により、本サービスプランに基づき、本クラウド型 UTM マネジメントサービスに接続し、利用するパーソナルコンピュータの台数を2台以上とすることができるものと

し、この場合の利用料金は、2台目以降は1台追加（増加）するごとに、月額850円（税抜金額。税込み935円）を追加するものとします。

- 2 利用者は、本利用料金および第26条（適格請求書の発行）に定める請求書の発行等に係る料金等（以下、これと本利用料金を併せて「本利用料金等」といいます）の支払いを要するものとします。
- 3 本利用料金について、利用者は、第9条（本契約の成立）第2項に定める本サービスの提供開始日を含む月から起算して、本契約の解約または解除があった日を含む月までの期間につき支払いを要するものとします。

#### 第22条（料金計算方法等）

- 1 本利用料金の料金計算期間は、月単位での計算となります。
- 2 前条第3項及び前項の規定にかかわらず、本サービスは、本サービスの提供開始日から30日間は無料のサービスとし、本サービスの提供開始日から30日を経過した日の属する月の料金発生期間が1ヶ月に満たないときの当該月の料金は、当該月の日数による日割計算で算定します。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、第1項に定める料金月の起算日を変更することがあります。

#### 第23条（端数処理）

当社は、本利用料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### 第24条（料金等の支払）

- 1 利用者は、本利用料金等について、当社が定める支払期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。この場合、振込手数料等、その支払いのために必要となる手数料その他の費用は、利用者にてご負担いただきます。
- 2 利用者は、本利用料金等については、支払期日の到来する順序にしたがって支払っていただきます。

## 第25条（債権の譲渡）

利用者は、本利用料金その他の本規約の規定により利用者が当社に対して支払いを要することとなった債務（当社が利用者に対して取得することとなった債権）を、当社が別途指定する譲渡先（以下「請求事業者」といいます）に譲渡する場合があることをあらかじめ承認していただきます。この場合、当社および請求事業者は、利用者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略できるものとします。

## 第26条（適格請求書の発行）

当社は、利用者から請求があったときは、本利用料金の請求額情報につき消費税法第57条の4の規定に基づく適格請求書を発行します。この場合、利用者は、適格請求書の発行を請求し、当社からその発行を受けたときは、1発行請求ごとに400円（税込価格440円）および郵送料等の支払いを要するものとします。

## 第27条（割増金）

利用者は、本利用料金の支払いを不法に免れた場合には、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

#### 第28条（遅延損害金）

利用者は、本利用料金その他の債務（遅延損害金を除きます）につき支払期日を経過してもなお支払いを怠った場合には、支払期日の翌日から起算して支払日までの期間につき年14パーセントの割合で計算した遅延損害金を付加して支払っていただきます。

#### 第29条（通信費用等の負担）

- 1 本サービスの利用に関連して利用者に発生する通信費用は、利用者の負担とします。
- 2 本レンタル機器以外で、本サービスの利用のために必要な物品等または本サービスを利用した結果利用者が必要とする物品等の取得費用等は、すべて利用者の負担とします。

#### 第30条（責任の制限）

- 1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社または本 OEM 提供元事業者もしくは第34条（再委託）に基づく当社の再委託先のいずれかの責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスがまったく利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、利用者の損害を次項に定める範囲内で賠償します。
- 2 前項の場合、当社は、本サービスがまったく利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本利用料金を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

- 3 当社または本 OEM 提供元事業者もしくは第 3 4 条（再委託）に基づく当社の再委託先のいずれかの故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときには、前二項の規定は適用しないものとし、当社または本 OEM 提供元事業者または第 3 4 条（再委託）に基づく当社の再委託先のいずれかの故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったことと相当因果関係のある利用者の損害につき前二項の範囲・金額の制限によらず賠償するものとします。
- 4 当社は、本サービスがまったく利用できない状態になった場合であっても、その状態が生じた原因が、天災事変等の不可抗力および当社または本 OEM 提供元事業者もしくは第 3 4 条（再委託）に基づく当社の再委託先のいずれの責めにも帰すことができない事由である場合、本サービスを利用できないことにより利用者が被った損害を賠償する責任を一切負わないものとします。

### 第 3 1 条（保証・免責事項等）

- 1 当社は、本レンタル機器につき、利用者が本レンタル機器を受け取った時点で正常な機能を備えていることのみを保証するものとし、利用者の使用目的に対する本レンタル機器の適合性等を含めて、その他の事項・性質等を保証しないものとします。
- 2 当社は、本保守サービスに関し、利用者からの本保守サービスの利用に関する問合せや要請等を遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
- 3 本保守サービスは、メーカーおよびソフトウェアハウス等が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せや要請等の内容によっては、問合せや要請等の対象となる機器やソフトウェア等をそれぞれ提供するメーカーおよびソフトウェアハウス等のホームページを紹介することや、それぞれに対して利用者自身で直接問い合わせることを依頼するに留まる場合があります。
- 4 本クラウド型 UTM マネジメントサービスは、以下の事項を保証するものではなく、同サービスの利用およびバージョンアップにより生じた利用者の損害および利用者が第三者に対して与えた損害について、利用者は、自己の責任と費用負担でこれを解決するものとします。

- (1) 同サービスを構成する装置、システムおよびソフトウェア等に不具合がまったく発生しないこと
- (2) すべての侵入、攻撃、ウイルス（スパイウェアを含みます）、スパム（フィッシングメールを含みます）を検知すること
- (3) 不正アクセスがまったく発生しないこと
- (4) URL フィルタリングがクライアントからのアクセスを完全に制限すること
- (5) データの可用性、完全性
- (6) データの転送速度が回線に依存しないこと

5 本クラウド型 UTM マネジメントサービスの利用を通じて通知される検知ないし監視の結果に記載される情報は、利用者の設備等の安全性を保障するものではありません、利用者が当該検知ないし監視の結果に記載された情報を基に利用者の設備改善や機器購入等を行う場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

6 当社は、本サービスの提供をもって、利用者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。

7 当社は、本サービスの提供に関連して、当社、本 OEM 提供元事業者または第 3 4 条（再委託）に基づく当社の再委託先の設備、機器、システム等以外に起因するネットワーク障害について、一切の責任を負いません。

8 当社は、当社、本 OEM 提供元事業者または第 3 4 条（再委託）に基づく当社の再委託先のいずれかのオペレータの説明に基づき利用者が実施した作業および実施内容について、これを保証するものではありません。

9 当社は、当社、本 OEM 提供元事業者または第 3 4 条（再委託）に基づく当社の再委託先のいずれかのオペレータの説明に基づき利用者が実施した作業にともない生じた利用者の損害について、当社の故意または重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

- 10 当社は、利用者が本サービスの一部もしくは全部を利用したこともしくは利用できなかったこと、または本契約に関連して利用者が損害を被った場合（第17条（当社からの解除）第4項、第19条（本サービスの一時中止・廃止）第4項、第20条（禁止事項第4項および第35条（表明保証）第4項を含みますが、これらに限りません。）、当該損害については、第30条（責任の制限）第1項ないし第3項による場合およびその範囲を除き、一切の責任を負わないものとします。
- 11 利用者が本サービスの利用により第三者（本サービスに係る他の利用者、本OEM提供元事業者、第34条（再委託）に基づく当社の再委託先および本サイバーセキュリティ補償サービスに係る引受保険会社もしくはその保険代理店等を含みますが、これに限りません）に損害を与えた場合、利用者は、自己の責任と費用負担でこれを解決し、当社に如何なる責任も負担させないものとします。
- 12 当社は、利用者のパソコン等に蓄積または保管されたデータ・プログラム等を保護する義務を負わないものとし、本サービスの利用に際し、その消去、削除または変更等が生じた場合であっても、一切の責任を負いません。したがって、その必要がある場合には、利用者の負担と責任において、本サービスの利用に先立って、事前に、当該データ・プログラム等につき外部記憶装置などへのバックアップを行うようにしてください（なお、当社ではバックアップ作業の代行は行いません）。
- 13 当社は、利用者が本サービスを利用することにより得た情報等について、その完全性、正確性および有用性その他一切の保証を行わないものとします。
- 14 天災事変等の不可抗力により生じた損害、当社の責めに帰すことができない事由により生じた損害、特別損害（当社の子見可能性の有無を問いません）間接損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害および逸失利益については、当社は、利用者に対して、一切の賠償責任を負いません。

### 第32条（利用者情報の保護）

- 1 利用者は、当社が、本サービスの提供の過程において、届出事項および利用者による本サービスの利用内容等、利用者に関する情報（以下「利用者情報」といいます）を取得および保管する場合があることにつき同意していただきます。
- 2 当社は、本条で定めるところによるほか、当社ホームページで公開する「プライバシーポリシー」(<https://www.telemarker.co.jp/policy.html>)に基づき、利用者情報を取り扱うものとします。
- 3 当社は、利用者から事前に同意を得た場合、および前項の「プライバシーポリシー」で情報の利用目的または共同利用の目的として定める場合を除いて、本サービスの提供以外の目的のために利用者情報を利用せず、あるいは第三者に開示もしくは提供しないものとします。ただし、以下の各号に定める事項については、利用者は、当社による利用者情報の利用および該当先第三者に対する提供にあらかじめ同意していただきます。
  - (1) 本サイバーセキュリティ補償サービスの提供のために必要な範囲で、引受保険会社またはその保険代理店に利用者情報を提供すること
  - (2) 本クラウド型 UTM マネジメントサービスの提供のために必要な範囲で、本 OEM 提供元事業者に利用者情報を提供すること
  - (3) 第 3 4 条（再委託）に基づく当社の再委託先に対して、本サービスの提供に係る業務処理の一部を再委託する目的のために必要な範囲で利用者情報を提供すること
  - (4) 当社が第 2 5 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその利用者の氏名、名称および住所等、料金の請求に必要となる情報ならびに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号等、債権の回収のために必要となる情報を請求事業者に通知すること
  - (5) 利用者に対して、当社または当社の関連会社等の広告宣伝、サービス（本サービスに限らず、他のサービスも含みます）の提供その他の告知等のための電子メールまたは郵便物等を送付すること



- (6) マーケティング、新規サービス開発またはサービス向上の目的のために、当社が利用者情報の属性やデータを集計・分析し、利用者の識別・特定が通常できない状態に加工したものを作成し、当社が利用すること、または当社の関連会社や当社が認めた第三者にこれを提供すること
- (7) 当社または当社の関連会社等が行うサービス（本サービスに限らず、他のサービスも含まれます）への入会もしくは提供のために利用者情報を提供し、または利用すること
- (8) 利用者から利用者情報の利用に関する同意を求めるための電子メールを送付すること
- (9) 利用者が他の利用者を含む第三者に不利益を及ぼす行為をしたと当社が合理的に判断した場合において、当社が利用者情報を当該第三者や関係当局または関連諸機関に必要な範囲で通知すること
- (10) 裁判所の発行する令状もしくは捜査機関の捜査関係事項照会書に基づき、または関係官公署の要請に基づいて開示すること

4 利用者は、当社が第25条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることを同意していただきます。

5 利用者が個人ではなく、法人である場合における当該利用者の法人情報についても、前四項の規定と同様に扱うこととします。

6 利用者は、本サービスの利用に関連して発生した、当社、本サイバーセキュリティ補償サービスに係る引受保険会社もしくはその保険代理店、本OEM提供元事業者または第3項第3号の当社の再委託等との間の苦情、クレーム、訴訟等については、当社が要求する事項（文書、口頭による交渉を含みますが、これらに限定されません）をすべて当社に開示します。

### 第33条（不正行為等の調査等）

1 利用者は、当社もしくは引受保険会社またはこれらの者が指定した第三者が本サイバーセキュリティ補償サービスの不正利用等の調査を行う場合があることにつき、あらかじめ承諾します。

- 2 利用者は、当社もしくは本 OEM 提供元事業者またはこれらの者が指定した第三者が本クラウド型 UTM マネジメントサービスの不正利用等の調査を行う場合があることにつき、あらかじめ承諾します。
- 3 利用者は、当社または当社が指定した第三者が本レンタルサービスまたは本保守サービスの不正利用等の調査を行う場合があることにつき、あらかじめ承諾します。

#### 第34条（再委託）

当社は、本サービスの提供に関する業務の一部または全部を第三者に再委託する場合があります。利用者は、そのことにつき異議を述べません。この場合、当社は、当該再委託先を管理監督する義務を負うとともに、本サービスの提供に係る当該再委託先の所為につき責任を負うものとします。

#### 第35条（表明保証）

- 1 利用者は、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって以下の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
  - (1) 自らまたは自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しないもの、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団等」という）であること
  - (2) 自らの行う事業が、暴力団等の支配を受けていると認められること
  - (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用しまたは暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
  - (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
  - (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長しまたは暴力団の運営に資するものであること
- 2 当社は、利用者が以下の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知、催告を要せず、即時に本契約を解除することができます。
  - (1) 前項の表明保証に違反したとき
  - (2) 自ら以下に掲げるいずれかの行為をしたときまたは第三者にこれをさせたとき

- ア 当社、本OEM提供元事業者または第34条（再委託）に基づく当社の再委託先に対する暴力的な要求行為
  - イ 当社、本OEM提供元事業者または第34条（再委託）に基づく当社の再委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ウ 当社、本OEM提供元事業者または第34条（再委託）に基づく当社の再委託先に対する脅迫的言辭もしくは暴力的行為
  - エ 風説を流布しまたは偽計もしくは威力を用いて、当社、本OEM提供元事業者もしくは第34条（再委託）に基づく当社の再委託先の信用を毀損し、またはこれらの者の業務を妨害する行為
- (3) その他前各号に準ずる行為

3 前項により本契約を解除した場合、当社は、本契約の解除と併せてオプション契約も解除することができるものとします。

4 当社は、前二項の規定により本契約およびオプション契約を解除した場合、利用者に損害が生じても、これを賠償する責任を一切負わないものとします。

5 スマートWi-FiプランまたはスマートWi-Fiセキュリティプランにつき、当社が、第2項により本契約を解除した場合、第17条（当社からの解除）第5項ないし第7項の規定を準用するものとします。

6 当社が、第2項の規定に基づき本契約を解除した場合、その解除の効力を生じた後は、利用者は、本サービスを一切利用することができないものとします（なお、この場合、本サイバーセキュリティ補償サービスについては、本契約の解除の効力が生じる前に発生したサイバー事故であっても、その解除の効力が生じる前に利用者が必要な補償請求を開始しているか否かにかかわらず、本サイバーセキュリティ補償サービスによる補償を一切受けることができないものとします）。

### 第36条（残存条項）

本契約の終了後といえども、第2条（本規約・本サービスの変更）第4項、第13条（譲渡禁止）、第15条（利用期間）第1項、第16条（利用者からの解約）（ただし、第3項および第5項に限ります）、第17条（当社からの解除）（ただし、第1項を除きます）、第19条（本サービスの一時中止、廃止）（ただし、第2項、第4項および第5項に限ります）、第20条（禁止事項）（ただし、第1項を除きます）、第23条（端数処理）、第24条（料金等の支払）、第25条（債権の譲渡）、第27条（割増金）、第28条（遅延損害金）、第30条（責任の制限）、第31条（保証・免責事項等）、第32条（利用者情報の保護）、第33条（不正行為の調査等）、第35条（表明保証）（ただ

し、第1項および第2項を除きます)、本条(残存条項)、第38条(準拠法)および第39条(合意管轄)の規定については、なお有効に存続し適用されるものとします。

#### 第37条(本規約の有効性および個別性)

本規約のいずれかの規定が無効または違法であったとしても、本規約の他の規定は、そのことに影響を受けることなく、有効とします。

#### 第38条(準拠法)

本規約は日本法に準拠し、日本法にしたがって解釈されるものとします。

#### 第39条(合意管轄)

本サービスの利用または本規約に関する一切の紛争については、その訴額に応じて、札幌地方裁判所または札幌簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第40条(本規約の発効)

本規約は、2024年7月10日から発効し、適用するものとします。

以 上

## 別紙1 本レンタルサービスの詳細

### 1 本レンタルサービスの内容

当社は、スマート Wi-Fi プランまたはスマート Wi-Fi セキュリティプランに係る本契約に基づき、これらのサービスプランの利用者に対して、本規約の本紙に定める条件に加えて、この別紙1に定める条件にしたがい、本レンタル機器をレンタル（賃貸）し、利用者は、これを借り受け、使用します。

### 2 本レンタル機器に係る所有権等

- (1) 本レンタル機器（付属品、取扱説明書および本レンタル機器の一部を構成するソフトウェア（ファームウェアを含みますが、これに限りません。以下、同様とします）等を含みます。以下、同様とします）に係る所有権または一切の知的財産権（著作権、特許権、商標権、ノウハウなどを含みますが、これらに限りません）は、当社もしくはリース会社または本レンタル機器の製造事業者等に帰属し、当社は、本サービスの提供により、本レンタルサービスの提供に使用する本レンタル機器に係るこれらの権利を利用者に一切帰属させるものではありません。
- (2) 本レンタル機器につき、第三者から権利主張もしくは仮処分等の強制執行の申出その他の法律的、事実的侵害がなされ、またはそのおそれがある場合には、利用者は、直ちにその旨を当社に通知するとともに、本レンタル機器が当社の所有物である旨（リース物件である場合には、リース会社の所有物である旨）を主張するなどして、当該第三者からの侵害を防ぐことに協力するものとともに、その都度、事情を当社に報告するものとします。

### 3 本レンタル機器の受渡し

- (1) 利用者は、当社が別途指定する方法により本レンタル機器を受け取るものとします。

- (2) 利用者は、受け取った本レンタル機器につき、当社が別途指定する方法により直ちに受け取り確認を行い、そのことをもって本レンタル機器の受渡し完了したものとし、
- (3) 利用者は、正当な理由なく、本レンタル機器の受渡し（受取り）を拒絶し、または遅らせてはならないものとし、
- (4) 第1号および第2号に関し、本レンタル機器がリースにより当社が調達したもの（リース会社からのリース品）である場合には、本レンタル機器の受渡しにつき、当社ではなく、当該リース品の売主から、直接、利用者に対して納入される場合があり、利用者は、そのことを了承します。
- また、本レンタル機器がリース品である場合、当社は、利用者に対して、当該リース品の売主またはリース会社宛てに提出する必要がある書類の作成および提出等に協力していただく場合があります、利用者は、そのことを了承します。

#### 4 本レンタル機器の取り換え

- (1) 利用者の責めに帰さない理由に基づき本レンタル機器が正常に作動しなくなった場合、利用者は直ちに当社に対してその旨を通知するものとし、この場合、当社は、本レンタル機器を修理または本レンタル機器としての条件（本規約の本紙第3条第13号で定めるものとし）を満たす別の正常な据置型Wi-fiルーターに取り換えるものとし、
- なお、本号に係る本レンタル機器の修理等につき、当社は、利用者に対して、本保守サービスとしてこれを提供するものとし、その具体的な内容およびこれに係る手続は、本保守サービスに関する別紙2でこれを定めるものとし、

- (2) 前号の修理または取り換えに過大な費用または時間を要する場合は、当社は、利用者に通知し  
たうえ、(スマート Wi-Fi プランまたはスマート Wi-Fi セキュリティプランに係る) 本契約および  
オプション契約を解除することができるものとします。
- (3) 前項に基づき、当社が本契約およびオプション契約を解除したことに起因して利用者または第  
三者が不利益、損害を被った場合であっても、当社は、そのことにつき一切の責任を負いません。  
ただし、本レンタル機器が正常に作動しなくなった原因が当社の責めに帰すべき事由による場合  
は、その限りではないものとします。

## 5 本レンタル機器の使用・保管

- (1) 利用者は、本レンタル機器が常時正常な使用状態および十分機能する状態を保つよう、その本  
来の用法にしたがい、かつ善良な管理者の注意をもって、本レンタル機器を使用、保管するもの  
とします。
- (2) 利用者は、本レンタル機器の使用、保管に必要な通信機器などの準備、本レンタル機器の設置お  
よびセキュリティに関する設定等については、利用者自身の負担と責任において行うものとし、  
当社は、これらを行う責任を負わないものとします。
- (3) 本レンタル機器として当社が利用者に対してレンタルする Wi-Fi ルータの機種については、Wi-  
Fi6 (IEEE802.11ax) の通信規格に対応した機種から当社が指定するものとし、利用者は機種を指  
定することはできないものとします。また、この場合、当社は、本レンタル機器として、新品であ  
る Wi-Fi ルータのほか、リファービッシュ品(整備済中古品)である Wi-Fi ルータを使用する場  
合があり、利用者は、あらかじめそのことを承諾していただきます。

## 6 本レンタル機器の故障・滅失・毀損等

(1) 利用者は、本レンタル機器が故障・滅失・毀損（所有権の侵害を含みます）または盗難等にあった場合には、直ちに当社に対してその旨を連絡するものとします。

(2) 前号の場合において、本レンタル機器の故障等の原因が利用者の責めに帰すべき事由に基づくものである場合には、利用者は、当社に対して、本レンタル機器の修理代金または再調達代金に相当する金額を支払うものとします。

ただし、利用者が、第11項に定める本レンタルサービスに係る禁止事項に違反した場合には、当社は、利用者から本サービスの利用料金とは別途の有償による申出があった場合であっても、本レンタル機器の修理または取り換え交換に応じないことができるものとします。

(3) 前号の規定は、本レンタル機器の故障等の原因が利用者の責めに帰すべき事由による場合かつ本レンタル機器の修理代金または再調達代金に相当する金額を超える損害が当社に発生している場合における当社の利用者に対するその超過額の損害賠償請求を妨げるものではないものとします。

## 7 書類提出の求め等

(1) 当社は、利用者に対し、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく本人確認に係る資料等、当社が合理的に必要と考える書類の提出を求めることができるものとします。

(2) 当社（本レンタル機器がリース品である場合は当社およびリース会社。以下、本号において同じとします）は、いつでも本レンタル機器をその設置場所で点検し、また、当社に対し、必要な報告および本レンタル機器の設置、保管の状況を明らかにする書類の提出を求めることができるものとします。

## 8 本レンタル機器の返還

(1) 本規約の本紙の第16条（利用者からの解約）、同第17条（当社からの解除）または同第35条（表明保証）等、本規約の各規定に定めるところその他の理由によりスマート Wi-Fi プランまた



はスマート Wi-Fi セキュリティプランに係る本契約が終了した場合（本契約の本紙第12条（サービスプランの変更申込）によりスマート UTM プランにサービスプランが変更された場合を含みます）またはこの別紙1の第4項により本レンタル機器の取り換えが必要になった場合、利用者は、当社が別途指定する方法により、当社が別途指定する期日までに本レンタル機器を当社に返還するものとし、なお、利用者が本レンタル機器を当社に返還する際に、当社が指定する以外の物品が混入していた場合、当社は、当該利用者に何ら通知等を行うことなく、当該混入品を分離、廃棄することができるものとし、当該利用者はそのことに異議を述べることはできないものとし、

- (2) 前号により利用者が本レンタル機器の返還を行う際、本レンタル機器に利用者の責めに帰すべき事由による損傷等（通常の使用および収益により生じた損耗ならびに経年劣化を除きます）により第3項による本レンタル機器の受渡し時の原状と異なるときは、利用者は、自己の責任と負担で本レンタル機器を原状に回復した上で当社に返還するものとし、また、この場合、本レンタル機器にデータ（ログを含みます）が記録されている場合、利用者は、利用者の責任と負担で当該データを消去して本レンタル機器を当社に返還するものとし、返還後に当該データが漏洩したとしても、当社は、一切の責任を負いません。
- (3) 本レンタル機器の返還費用が発生する場合、利用者にご負担いただきます。
- (4) 利用者が第1号の返還義務を怠った場合には、利用者は、当社に対して、本レンタル機器の再調達代金に相当する金額を支払うものとし、
- (5) 前号の規定は、本レンタル機器が返還されないことにより、本レンタル機器の再調達代金に相当する金額を超える損害が当社に発生している場合における当社の利用者に対するその超過額の損害賠償請求を妨げるものではないものとし、

## 9 本レンタル機器の買取り

利用者による本レンタル機器の買取りは、原則としてできないものとし、

## 10 公正利用と制限

- (1) 当社は、本レンタルサービスの利用（本レンタル機器の利用）に関し、すべての利用者に公平公正な通信の利用を提供するため、利用者が以下のいずれかに該当する場合には、利用者に対して、利用の停止または利用制限を行う場合があります。

ア その利用量が制限容量を超過した場合

イ その利用量に関わらず、通信事業者の通信回線に過剰な負荷を生じさせた場合

ウ その他、利用の停止または利用制限に合理的な理由がある場合

- (2) 前号による本レンタルサービスの利用の停止または利用制限期間中といえども、本規約の本紙第21条（利用料金）に定める本利用料金は発生し、利用者はその支払義務を免れないものとします。

- (3) 当社は、第1号に定める本レンタルサービスの利用の停止または利用制限により、利用者または第三者が被った如何なる不利益、損害についても、一切の責任を負いません。

## 11 本レンタルサービスに係る禁止事項

スマート Wi-Fi プランまたはスマート Wi-Fi セキュリティプランの利用者は、本レンタルサービスの利用にあたり、本規約の本紙第20条（禁止事項）第1項各号に定める事項のほか、以下の各号に定める禁止事項を行ってはならないものとします。

- (1) 本レンタル機器を保管（設置）場所から移動し、または持ち出す行為
- (2) 本レンタル機器を第三者に譲渡もしくは転貸し、または使用させる行為
- (3) 本レンタル機器に質権や譲渡担保権等の担保権その他当社の所有権（またはリース会社からのリース品である場合にはリース会社の所有権）を制限する一切の権利を設定する行為

- (4) 本レンタル機器に貼付された当社の所有権（またはリース会社からのリース品である場合にはリース会社の所有権）の表示などを除去し、隠蔽または汚損する行為
- (5) 本レンタル機器を改造、分解または損壊する行為
- (6) 本レンタル機器の機能を破壊または妨害する行為
- (7) 本レンタル機器の一部を構成するソフトウェアを第三者に譲渡または第三者のために再使用権を設定する行為
- (8) 本レンタル機器の一部を構成するソフトウェアの複製、またはそのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルもしくはこれらに類する行為
- (9) 本レンタル機器の取扱説明書に記載された禁止事項または注意事項に違反した態様で本レンタル機器を使用する行為

## 別紙2 本保守サービスの詳細

### 1 本保守サービスの内容

当社は、スマート Wi-Fi プランまたはスマート Wi-Fi セキュリティプランに係る本契約に基づき、これらのサービスプランの利用者に対して、本規約の本紙に定める条件に加えて、この別紙2に定める条件にしたがい、本レンタル機器（付属品、取扱説明書および本レンタル機器の一部を構成するソフトウェア（ファームウェアを含みますが、これに限りません。以下、同様とします）等を含みます）。以下、同様とします）の設定方法、操作方法、課題等に対する電話相談等のサービスとして、以下の第1号から第7号までに定める内容のサービスを提供します。

#### 記

(1) 本レンタル機器の操作方法等の質問に対する回答

本レンタル機器の操作方法や取扱説明書の記述等に関するご質問に対して回答します。

(2) 本レンタル機器の問題点解決サポート

本レンタル機器に関する問題が発生した場合に問題解決をサポートします。

(3) 本レンタル機器が導入されているシステム等に関する障害切り分けサポート

本レンタル機器が導入されているシステム等で障害または故障（以下、別紙2において「障害等」といいます）が発生した場合、障害等の発生箇所、発生原因の切り分けをサポートします。

(4) 本レンタル機器が導入されているシステム等に関する障害切り分け

本レンタル機器が導入されているシステム等で障害等が発生した場合に、技術員を派遣して障害等の内容を詳細にお聞きし、その発生箇所、発生原因の切り分けを実施します。

(5) 本レンタル機器の修理用部品の提供

上記第3号または第4号のサービスの結果、本レンタル機器に障害等が発生したと合理的に確定した場合、その修理用部品を提供します。

(6) 本レンタル機器のセンドバック保守サービス

上記第3号または第4号のサービスの結果、本レンタル機器に障害等が発生したと合理的に確定した場合、障害等が発生した本レンタル機器をお預かりして、その修理を行います。

(7) 本レンタル機器のオンサイト保守サービス

上記第3号または第4号のサービスの結果、本レンタル機器に障害等が発生したと合理的に確定した場合、技術員を派遣して本レンタル機器の修理を行います。

## 2 本保守サービスの提供方法

- (1) 第1項第1号から第3号までのサービスについては、電話対応に限るものとします。
- (2) 第1項第4号から第7号までのサービスについては、電話対応に限らず、当社が合理的に必要であると判断する方法によりサービスを提供するものとします。

## 3 本保守サービスの対応日、対応時間帯

- (1) 第1項第1号から第3号までのサービスについては、
  - ・月曜日から金曜日（祝日を除きます）－午前9時～午後6時の間
  - ・土曜日および日曜日（祝日を除きます）－午前10時～午後5時の間※ 祝日については、サービスの対応外とします。
- (2) 第1項第4号から第7号までのサービスについては、
  - ・月曜日から金曜日（祝日を除きます）－午前9時～午後6時の間※ 土曜日・日曜日・祝日については、サービスの対応外とします。

## 4 連絡窓口電話番号

0120-665-606

利用者は、本保守サービスの提供を希望する場合、当社に対して、速やかにその旨を上記連絡窓口電話番号に電話連絡することにより、本保守サービスの提供を依頼するものとし、この場合、当社は、利用者に対して、合理的に可能な範囲で速やかに、本保守サービスを提供するものとします。

## 5 本保守サービスを提供する前提条件

当社が利用者に対して本保守サービスを提供するにあたっては、以下の各号に定める事項をその前提条件とします（これらの前提条件が満たされていない場合、当社は、利用者に対して、本保守サービスを提供する義務を負わないものとします）。

- (1) 利用者の事業所において、本レンタル機器の設置およびセキュリティに関する設定等が完了していること
- (2) 利用者が本レンタル機器に同梱された取扱説明書にしたがい本レンタル機器を使用すること
- (3) 本レンタル機器の一部を構成するソフトウェアがある場合に利用者が以下に定める行為を行わないこと
  - ア 当該ソフトウェアを第三者に譲渡し、またはその利用を許諾すること
  - イ 当該ソフトウェアを複製すること
  - ウ 当該ソフトウェアを修正、改変、変更、翻訳または解析等すること
- (4) 利用者が本保守サービスを利用して、以下に定める行為を行わないこと
  - ア 当社の書面による事前の承諾を得ることなく、営業活動、営利またはその準備を目的として本サービスを利用する行為
  - イ 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為
  - ウ 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為

- エ 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
  - オ 詐欺等の犯罪に結びつく行為またはそのおそれのある行為
  - カ 本保守サービスにより利用可能な情報を改ざんまたは消去する行為
  - キ 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
  - ク 本レンタル機器を通じて、ウイルス等の有害なコンピュータプログラム、ファイル交換ソフトウェア、またはスパムメール等を送信し、もしくはこれらの有害プログラムにつき第三者が受信もしくは受信可能な状態におく行為
  - ケ 本保守サービスの提供または運営に支障を与える行為または与えるおそれのある行為
  - コ 本人の同意を得ることなくまたは詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
  - サ 本保守サービスに関連して当社が提供した一切の物品に表示された文言の修正・削除
  - シ その他、社会的状況を勘案のうえ、当社が不適當であると認める行為
- (5) 本保守サービスの利用に関連して利用者に発生する通信費用は、利用者が負担すること
- (6) 本レンタル機器および修理用部品（第1項第5号で定めるものをいう）以外で、本保守サービスの利用のために利用者に必要となる物品等は、利用者の負担と責任で調達すること

## 6 本保守サービスの利用にあたっての利用者の協力

利用者は、当社が本保守サービスの提供を完全かつ円滑に行えるようにするため、合理的に必要なと考えられる協力（第1項第4号および第7号のサービスの提供に際し、本レンタル機器が設置された利用者の事業所に当社が派遣する技術員が立ち入ることを認め、かつその作業のために必要となる電気代等を負担することを含みますが、これに限りません）をするものとします。

## 7 本保守サービスの完了

(1) 本保守サービスのうち、第1項第2号から第4号までのサービスについては、以下のいずれかの場合に完了するものとします。

ア 本レンタル機器に関する問題が解決した場合

イ 本レンタル機器に関する障害等の発生箇所、発生原因が特定された場合

ウ 本レンタル機器に関する障害等が回復した場合

エ 本レンタル機器に関する問題または障害等でないことが判明した場合

オ 本レンタル機器に関する問題または障害等の原因追及が客観的に困難となり、調査が進展しないと合理的に判断される場合

カ その他、当社から利用者に対する説明または対応が尽くされたと合理的に判断される場合

(2) 本保守サービスのうち、第1項第5号から第7号までのサービスについては、本レンタル機器の障害等の症状によっては、当社の判断により、代替機器との交換をもって修理完了とさせていただく場合があります。

## 7 本保守サービスの再提供を行う場合

当社による第1項第6号または第7号のサービス提供の結果（本レンタル機器の修理結果）に当社の責めに帰すべき事由による不適合、不備があり、かつ本保守サービスの提供が終了する日（その終了事由の如何は問いません。また、本契約の本紙第12条（サービスプランの変更申込）によりスマート Wi-Fi プランまたはスマート Wi-Fi セキュリティプランから、スマート UTM プランにサービスプランが変更された場合を含みます）までの間に利用者から当社に対して書面によりその旨の通知がなされた場合、当社は、確認のうえ、当社の責めに帰すべき事由による不適合、不備が確かに認められる場合には、第1項第6号または第7号のサービスを再度提供するものとします。



ただし、当該不適合、不備が重要ではなく、かつ第1項第6号または第7号のサービスの再度の提供に過分の費用を要する場合、その限りではないものとします。また、当社が第1項第6号または第7号のサービスを再度提供したにもかかわらず、当該不適合、不備の修理ができない場合には、当社は、第1項第6号または第7号のサービスを再々度提供することを要しないものとします（これらの場合には、前項第2号に定める代替機器との交換をもって完了とさせていただきます）。

#### 8 本保守サービスの提供を行わない場合（または本保守サービスに含まれない場合）

- (1) 本レンタル機器のメーカー（製造業者）における修理用部品の保有期間経過後は、第1項第5号ないし第7号までの各サービスについては、そのサービス提供のために当該修理用部品を必要とする場合には、当社は当該サービスを提供しないものとします。
- (2) 以下に定める場合は、本保守サービスの提供場面から除外され、当社は、本保守サービスを提供しないものとします。ただし、ア、オ、カおよびキの場合には、当社は、本サービスの利用料金とは別途の有償により本保守サービスを提供する場合があります。この場合、本レンタル機器の修理または代替機器の提供に関しては、本レンタルサービスに係る別紙1の第6項第2号を適用するものとします。
  - ア 利用者が第5項第2号に定める本保守サービスの前提条件に違反したことに起因して本レンタル機器の障害等が発生した場合
  - イ 利用者が第5項第3号および第4号に定める本保守サービスの前提条件に違反したことに起因して本レンタル機器の障害等が発生した場合
  - ウ 本レンタル機器の設置後の設置場所の移動（利用者の事業所内の移動を含みます。以下、別紙2において同様とします）に起因して本レンタル機器の障害等が発生した場合
  - エ 本レンタル機器の分解、組替、改造に起因して本レンタル機器の障害等が発生した場合

- オ 本レンタル機器の障害等が生じた場合において、利用者が当社に対する速やかな連絡または本保守サービスの提供依頼を怠ったことにより、障害等の範囲または程度が拡大した場合
  - カ その他、利用者の責めに帰すべき事由に起因して本レンタル機器の障害等が発生した場合
  - キ その原因の如何を問わず、利用者が本レンタル機器を紛失した場合
- (3) 以下に定める場合は、本保守サービスのサービス内容には含まれないものとします。
- ア 本レンタル機器の設置および設置後の設置場所の移動
  - イ 本レンタル機器の操作方法等に関する質問に対する電話以外の方法による回答
  - ウ 本レンタル機器を使用する際の消耗品の提供および消耗品の交換作業
  - エ 本レンタル機器内のデータ（履歴）の保証および復旧
  - オ 本レンタル機器内のデータの別機器への保存またはバックアップデータの作成
  - カ その他、この別紙2に定めるところにより利用者が当社から提供を受けることが予定されていない一切の保守サービス

## 別紙3 本サイバーセキュリティ補償サービスの詳細

### 1 補償内容

当社を保険契約者、本契約に基づくサイバーセキュリティ補償サービス（本サイバーセキュリティ補償サービス）の利用者および利用者の役員（以下、本別紙3において、利用者および利用者の役員を合わせて「利用者等」といいます）を被保険者、利用者を保険金受取人とするサイバーセキュリティ特約付き専門事業者賠償責任保険契約を、当社が三井住友海上火災保険株式会社（以下、本別紙3において「引受保険会社」といいます）との間で締結することにより、利用者等が本レンタルサービスを利用して行ったインターネット接続（スマート Wi-Fi プランおよびスマート Wi-Fi セキュリティプランの場合）または利用者等が、利用者が所有または正当な使用権限を有するパーソナルコンピュータから、本クラウド型 UTM マネジメントサービスに係る仮想 UTM を介して（通過して）行ったインターネット接続（スマート UTM プランの場合）に関連して発生したサイバー事故（具体的には、それらのインターネット接続に関連して発生した下記アおよびイに記載する内容のいずれかに該当する事故をいい、以下、本別紙3において、これらを総称または個別に「補償対象事故」といいます）により、利用者等以外の第三者（以下、本別紙3において「被害者」といいます）に損害を生じさせた場合において、被害者から利用者に対して損害賠償請求がなされたことに起因して利用者が反射的に被った損害等（具体的には、当該損害賠償請求に関し利用者が被害者に対して支払うべき法律上の損害賠償金、当該損害賠償請求への対応により利用者が支弁する必要を生じた争訟費用ないし訴訟対応費用および／または、補償対象事故が他者の行為に起因して発生した場合の利用者の当該他者に対する権利に係る権利行使保全費用をいい、以下、本別紙3で同様とします）について、引受保険会社から利用者に対して保険金を支払うことにより利用者の当該損害等を補償するものになります。

記

ア 利用者が自らの業務遂行の過程においてまたは利用者による業務の遂行の目的として、利用者が所有、使用もしくは管理しまたは利用者以外の者に管理を委託した、被害者の情報の漏えいまたはそのおそれが発生したこと

イ 利用者が行うコンピュータシステムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因して、以下の①～④のいずれかに該当する事由が発生したこと

- ① 被害者の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害
- ② 被害者が所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊
- ③ 被害者の人格権または著作権の侵害
- ④ その他不測かつ突発的な事由により被害者が被った損失

(注) なお、この内容は、本サイバーセキュリティ補償サービスに基づく補償内容の概要につき説明したものであり、実際の場合における保険金のお支払いの可否は、引受保険会社が定める「専門事業者賠償責任保険契約普通保険約款」、「サイバーセキュリティ特約」および「商品付帯契約に関する特約」に基づき、引受保険会社が審査、判断するものになります。

## 2. 対象となる利用者

本サービスの利用者に限ります。

(注) 本サービスの利用者は、本規約第16条により本契約を解約した場合（それにより、本サイバーセキュリティ補償サービスの利用資格を喪失した場合）、本規約第17条または第35条により本契約を解除された場合（その結果、本サイバーセキュリティ補償サービスの利用資格を取り消され、喪失した場合）、あるいはその他理由の如何を問わず、本契約の終了等により本サイバーセキュリティ補償サービスの利用資格を喪失しまたはその利用資格が停止された場合、本サイバーセキュリティ補償サービスを利用することはできません。ただし、本サイバーセキュリティ補償サービスの利用資格の喪失または停止前に発生した補償対象事故であって、かつその喪失または停止前に、下記8. 記載の内容にしたがい利用者が必要な保険金請求のお手続を開始している場合は、本

規約第35条により本契約を解除されたものである場合を除き、その手続中に利用者が本サイバーセキュリティ補償サービスの利用資格を喪失またはこれが停止された場合であっても、当該補償対象事故に係る損害に限り、補償対象とするものとします。

### 3. 本サイバーセキュリティ補償サービスの終了・変更

- ・当社は、本規約第2条第4項等により本サイバーセキュリティ補償サービスを終了または変更する場合（なお、本サイバーセキュリティ補償サービスを含む本サービスに係る一部または全部のサービスプランが終了することにもなう場合を含みます）があり、この場合、本規約の当該規定にしたがいその終了または変更の効力を生じるものとします。その他、当社は、引受保険会社の事情により、本サイバーセキュリティ補償サービスを終了または変更する場合があります、その場合には、その終了または変更の効力は即時に生じるものとします。

ただし、これらのことによる本サイバーセキュリティ補償サービスの終了または変更の効力を生じるより前に、補償対象事故が発生しており、かつ被害者から利用者に対して既に当該補償対象事故に係る損害賠償請求がなされている場合は、その終了または変更の効力を生じる直前の時点で適用されていた本規約は、当該補償対象事故に係る補償手続に関する限りでその後も効力を維持するものとします。

- ・本規約第19条により本サイバーセキュリティ補償サービスが廃止され（なお、本サイバーセキュリティ補償サービスを含む本サービスに係る一部または全部のサービスプランが廃止されることにもなう場合を含みます）、または本サイバーセキュリティ補償サービスの利用が一時的に中止された場合（なお、本サイバーセキュリティ補償サービスを含む本サービスに係る一部または全部のサービスプランの利用が一時的に中止されたことにもなう場合を含みます）であっても、その廃止または停止より前に、補償対象事故が発生しており、かつ被害者から利用者に対して既に当該補償対象事故に係る損害賠

償請求がなされている場合は、その廃止または停止の直前の時点で適用されていた本規約は、当該補償対象事故に係る補償手続に関する限り、その後もなお適用されるものとします。

#### 4. 本サイバーセキュリティ補償サービスの利用可能開始日

利用者と当社の間で、本契約が成立した日以降に発生した補償対象事故から、本サイバーセキュリティ補償サービスを利用することが可能になるものとします。

なお、利用者は、当社に対して、本契約の申込みを行うにあたっては、当社が引受保険会社との間で締結しているサイバーセキュリティ特約付き専門事業者賠償責任保険契約に関し、その記名被保険者兼保険金受取人として利用者を追加することに係る引受保険会社所定の書類の提出その他、当社の求めるところにしたがって必要な手続、協力を行っていただくことになります。

#### 5. 補償対象となる利用者の損害等、補償対象期間中の補償限度額等

##### ・補償対象となる利用者の損害等

補償対象事故により被害者に損害を生じさせた場合において、被害者から利用者に対しその損害賠償請求がなされたことに起因して利用者が反射的に被った損害等（具体的には、下記アないしエに記載したものの全部または一部です。以下、本別紙3で同様とします）

##### 記

- ア 当該損害賠償請求に関し利用者が被害者に支払うべき法律上の損害賠償金（その具体的な意味は、引受保険会社が定める「専門事業者賠償責任保険契約普通保険約款」の定義にしたがいます）
- イ 当該損害賠償請求への対応により利用者が支弁する必要がある争訟費用（その具体的な意味は、引受保険会社が定める「専門事業者賠償責任保険契約普通保険約款」の定義にしたがいます）

ウ 当該損害賠償請求への対応により利用者が支弁する必要がある訴訟対応費用（その具体的な意味は、引受保険会社が定める「サイバーセキュリティ特約」の定義にしたがいます）

エ 補償対象事故が他者の行為に起因して発生した場合の利用者の当該他者に対する権利に係る権利行使保全費用（その具体的な意味は、引受保険会社が定める「サイバーセキュリティ特約」の定義にしたがいます）

- ・補償限度額 1件の補償対象事故に係る一連の損害賠償請求（その具体的な意味は、引受保険会社が定める「専門事業者賠償責任保険契約普通保険約款」の定義にしたがいます）に関連する上記記載の利用者の損害等について、合計で最大900万円までを補償します（当該利用者の損害等の合計額が900万円以下である場合には実額とし、その合計額が900万円を上回る場合には900万円とします）。
- ・補償上限回数 特にありません。
- ・累積補償限度額 1年間（その起算日は利用開始可能日とします。起算日後1年間が経過した場合には、その経過をもって累積補償限度額がリセットされ、1年間が経過した応当日が次の1年間の起算日となり、以後も同様とします）の補償支払いの合計で、最大900万円を限度とします。
- ・補償対象期間 利用可能開始日以降、利用者の本契約が継続している期間。ただし、本サイバーセキュリティ補償サービスの利用を一時的に停止されまたは本サイバーセキュリティ補償サービスの提供が一時的に中止されている場合は、その停止または中止期間は除きます。
- ・補償請求期間 補償対象事故により被害者に損害を生じさせた場合において、被害者から利用者に対してその損害賠償請求がなされた場合には、その後速やかに行わなければならないものとします。
- ・侵害賠償の制限 引受保険会社の「専門事業者賠償責任保険普通保険約款」第28条（2）の規定により利用者の本契約が継続している期間中に引受保険会社になされた通知は、当社と引受

保険会社の間サイバーセキュリティ特約付き専門事業者賠償責任保険契約が終了してから5年を経過した後に被害者から利用者に対してなされた損害賠償請求については、補償しないものとします。

- ・対象となる利用 日本国内での利用に限ります。

(注) 利用者が当社との間で複数の本契約を締結している場合、補償対象事故および補償対象となる損害等の該当性の有無、補償限度額、累積補償限度額、補償対象期間等は、その複数の利用契約を通算せず、すべて利用契約ごとに個別に適用、判断されるものとします。

## 6. 引受保険会社から支払われる保険金の額

補償対象事故により被害者に損害を生じさせた場合において、被害者から利用者に対しその損害賠償請求がなされたことに起因して利用者が反射的に損害等を被ったとして、利用者が、下記8. 記載のお手続にしたがって、引受保険会社に対して保険金を請求された場合には、引受保険会社が「専門事業者賠償責任保険契約普通保険約款」、「サイバーセキュリティ特約」および「商品付帯契約に関する特約」に則って審査、判断を行います。その審査、判断の結果、保険金の支払いを決定した場合には、引受保険会社は、上記5. 記載の補償限度額、補償上限回数および累積補償限度額の範囲内で、利用者の当該損害等に係る実際の損害額に相当する金額の保険金を利用者にお支払いするものとします。

ただし、当該損害等を補償する内容の他の損害保険契約が締結されている場合（保険契約者が利用者自身であるか否かは問いません）には、その損害保険契約を本サイバーセキュリティ補償サービスに優先して利用していただきます。

## 7. 補償の対象とならない主な損害



補償対象事故により被害者に損害を生じさせ、被害者から利用者に対してその損害賠償請求がなされた場合であっても、以下のいずれかに該当する場合には、補償の対象とはなりません。ただし、以下のいずれかとして記載するものは、補償の対象とはならない主な場合を例示的に説明したものであり、ここで列挙したもの以外にも補償の対象とはならない場合があります。補償の対象とならない場合の正式かつ正確な詳細については、引受保険会社が定める「専門事業者賠償責任保険契約普通保険約款」、「サイバーセキュリティ特約」および「商品付帯契約に関する特約」に定めるとおりになりますので、必ずこれらの内容をご確認いただくか、必要に応じて、当社または下記8. に記載する佐渡島商事株式会社（当社と引受保険会社の間で締結するサイバーセキュリティ特約付き専門事業者賠償責任保険契約に係る保険代理店であり、以下「保険代理店」といいます）にお問い合わせください。

- ・利用者等が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する損害
- ・国または公権力の行使（法令等による規制または要請を含みますが、これに限りません）に起因する損害
- ・利用者等によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為に起因する損害
- ・利用者等と被害者の間に損害賠償に関する特約がある場合において、その特約により損害賠償責任が加重されたことによる損害
- ・利用者等と被害者の間に（利用者の被害者に対する法律上の損害賠償責任が成立するか否かにかかわらず）違約金を支払う旨の合意がある場合において、その合意内容の履行に起因する損害
- ・採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害
- ・利用者の役員に対して株主代表訴訟が提起されたことに起因する損害
- ・企業体としての利用者または利用者の組織に係る信用棄損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評被害に起因する損害
- ・利用者等が業務の履行の追完または再履行を行うために要する費用に起因する損害

- ・利用者等の業務の結果の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な措置を行うために要した費用に起因する損害
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動、労働争議または騒擾に起因する損害
- ・地震、噴火、洪水または津波に起因する損害
- ・核物質の危険性または放射能汚染に起因する損害
- ・汚染物質の排出、流出、いっ失、漏出またはこれらが発生するおそれが生じたことに起因する損害
- ・利用者等の犯罪行為（ただし、過失犯は除きます）に起因する損害
- ・利用者等の故意または重過失による法令違反に起因する損害
- ・利用者等が他人に損失を与えることを認識しながら行った行為に起因する損害
- ・利用者等が行う業務につき法令上の資格または許認可等が必要である場合において、その資格または許認可等を得ない間に利用者等が行った当該業務に関する行為に起因する損害
- ・被害者に生じた損害が身体の障害または精神的苦痛である場合における、被害者から利用者に対する当該損害等に係る損害賠償請求に起因する損害
- ・財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に対する損害賠償請求に起因する損害
- ・産業財産権または著作権の侵害に対する損害賠償請求に起因する損害
- ・利用者の役員または下請負人もしくは共同事業者から、利用者に対する損害賠償請求に起因する損害
- ・補償対象期間より前に発生した補償対象事故に起因する一連の損害賠償請求に起因する損害
- ・補償対象期間より前の時点で補償対象事故が発生するおそれがある状況を利用者等が知っていた場合において、当該状況の原因となる被害者等の行為に起因する一連の損害賠償請求に起因する損害
- ・利用者等が本レンタルサービスにより貸与を受けた本レンタル機器を利用せずに行ったインターネット接続に関連して発生した補償対象事故により被害者に生じた損害等に係る損害賠償請求に起因する損害  
(スマート Wi-Fi プランおよびスマート Wi-Fi セキュリティプランの場合)

- ・利用者等が本レンタル機器を当社に届け出た保管（設置）場所から移動または持ち出した状態で、本レンタル機器を利用せずに行ったインターネット接続に関連して発生した補償対象事故により被害者に生じた損害等に係る損害賠償請求に起因する損害（スマート Wi-Fi プランおよびスマート Wi-Fi セキュリティプランの場合）
- ・利用者等が、利用者が所有または正当な使用権限を有するパーソナルコンピュータ以外の通信端末から、本クラウド型 UTM マネジメントサービスに係る仮想 UTM を介して（通過して）行ったインターネット接続に関連して発生した補償対象事故により被害者に生じた損害等に係る損害賠償請求に起因する損害（スマート UTM プランの場合）
- ・利用者が行うコンピュータシステムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する他人の業務の遂行の休止もしくは阻害等のうち、以下の①～③のいずれかに該当する事由に起因する損害（ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供されるコンピュータシステムプログラムまたは電子情報に起因する損害は除きます）
  - ① 利用者が行う、他人が使用することを目的としたコンピュータシステム（利用者の業務のために販売代理店、加盟店、下請事業者等が使用する場合がありますが、そのコンピュータシステムを利用者の商品、サービス等としてその顧客に対し販売または提供する場合は含みません）の所有、使用または管理（に起因する損害）
  - ② 利用者が他人のために開発、作成、構築または販売したコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報（に起因する損害）
  - ③ 利用者が製造または販売した商品、サービス等に含まれるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報（に起因する損害）
- ・下記 8. 記載のお手続にしたがった連絡、請求を速やかに行わなかった場合（合理的な理由なく、必要書類の提出を遅延した場合を含みます）

- ・補償対象事故により被害者に損害を生じさせ、被害者から利用者に対してその損害賠償請求がなされた場合において、その後の示談交渉や裁判上の和解協議等に関し、引受保険会社の了解を得ることなく、利用者が被害者に対して損害賠償責任を認め、損害賠償金を支払い、または費用を支弁した場合（この場合、引受保険会社の審査、判断により合理的であると認められないときは、引受保険会社は、保険金をお支払いせず、またはお支払いする保険金の額を減額することがあります）
- ・本契約の成立前またはその終了後（その終了事由の如何は問いません）に補償対象事故が発生した場合。
- ・本契約が存続している間であっても、利用開始可能日より前に補償対象事故が発生した場合。
- ・補償対象事故は、本契約が存続している間かつ利用開始可能日より後に発生したものの、本契約が存続している間に被害者から利用者に対して当該補償対象事故に係る損害賠償請求がなされなかった場合
- ・本契約が存続している間かつ利用開始可能日より後であっても、利用者が本サイバーセキュリティ補償サービスの利用資格を一時的に停止された期間に発生した補償対象事故に起因する損害
- ・本契約が存続している間かつ利用開始可能日より後であっても、本サイバーセキュリティ補償サービスの提供が一時的に中止された期間に発生した補償対象事故に起因する損害
- ・本サイバーセキュリティ補償サービスの提供が廃止された後（本契約が存続しているか否かは問いません）に発生した補償対象事故による損害
- ・本契約ないし本サイバーセキュリティ補償サービスの提供が終了または廃止されておらず、かつ利用者が本サイバーセキュリティ補償サービスの利用資格を一時的に停止された期間または本サイバーセキュリティ補償サービスの提供が一時的に中止された期間のいずれでもない期間に発生した、補償対象事故であっても、被害者から利用者への当該補償対象事故に係る損害賠償請求がなされるより前に、本契約の終了ないし本サイバーセキュリティ補償サービスの提供の終了または廃止（それらにつき、事由の如何は問いません）、本サイバーセキュリティ補償サービスの利用資格の一時的な停止、あるいは本サイバーセキュリティ補償サービスの一時的な提供の中止のいずれかに該当することとなった場合（ただ

し、本契約ないし本サイバーセキュリティ補償サービスの提供が終了または廃止されることなく、本サイバーセキュリティ補償サービスの利用資格の一時停止または本サイバーセキュリティ補償サービスの提供の一時中止の状態が解かれたときは、その限りではないものとします)。

ただし、引受保険会社の「専門事業者賠償責任保険普通保険約款」第28条(2)の規定による通知が、本契約の成立日の翌日以降同契約が継続している期間中(かつ利用者が利用者資格を一時的に停止され、または本サイバーセキュリティ補償サービスの提供が一時的に中止されていない期間中)に引受保険会社になされた場合には、当社と引受保険会社の間のサイバーセキュリティ特約付き専門事業者賠償責任保険契約が終了してから5年を経過する前に当該被害者から利用者に対して損害賠償請求がなされた場合は除きます。

#### 8. 被害者から損害賠償請求を受けた場合のご連絡、またはその損害賠償請求に起因して利用者が被る損害等に係る保険金請求のお手続き等について

- ・被害者から利用者に対して補償対象事故に係る損害賠償請求がなされた場合または利用者がその損害賠償請求がなされるおそれがある状況であることを認識した場合、利用者は、当社または保険代理店に対して、以下の①～④の事項をお電話にて直ちにご連絡ください。なお、当社にご連絡いただいた場合には、ご連絡いただいた内容は当社が責任をもって保険代理店および(保険代理店を通じて)引受保険会社に共有、報告するようにいたします。また、そのお電話によるご連絡をいただいた後遅滞なく、当社または保険代理店からの指示に沿って、改めて以下の①～④に関する内容を書面により引受保険会社に対してご通知いただきます。

- ① 損害賠償請求がなされたこと、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況であることを最初に認識したときの状況
- ② 損害賠償請求に関し、被害者が申し立てた行為の種類、内容
- ③ 損害賠償の原因となる事実(補償対象事故の内容、および補償対象事故が発生した経緯、原因)

④ その他、状況確認のために合理的に必要であるとして、当社、引受保険会社または保険代理店が求める事項

なお、この場合の連絡先は、以下のとおりとします。

当社－TEL 0120-665-606（平日 9:00～18:00）。

保険代理店－佐渡島商事株式会社（TEL 0798 - 73 - 1151）

- ・上記の損害賠償請求に起因して利用者が被る損害等に係る保険金のご請求に際しては、上記のご連絡、補償対象事故に係る事故受付の後、当社または保険代理店から、引受保険会社宛てご提出いただく保険金請求書類および提出必要書類に係るご案内を差し上げますので、利用者（または利用者が委任した代理人）は、保険金請求書類に必要事項を記入したうえで、提出必要書類を添付のうえ、引受保険会社宛てにご提出ください。
- ・本サイバーセキュリティ補償サービスでは、引受保険会社が、利用者に代わり、被害者等との示談交渉を行う示談交渉サービスは行いませんので、被害者からの損害賠償請求に係る裁判等の法的手続はもとより、被害者との間の示談交渉についても、利用者（または利用者が委任した代理人）において、行っていただくこととなります。

ただし、被害者から利用者に対して損害賠償請求がなされた場合、引受保険会社は、その問題が円満に解決するよう必要なお相談に応じさせていただきますので、利用者が被害者との間で示談交渉を進める際には、随時、引受保険会社とお相談をいただきながら進めるようにしてください。また、被害者との間で裁判等の法的手続になった場合には、利用者は、その法的手続の進捗状況等につき、随時、引受保険会社にご報告ください。

利用者が、これらの引受保険会社に対するお相談、お報告を行わず、引受保険会社の了解を得ることなく、被害者に対して損害賠償責任を認め、損害賠償金を支払い、または費用を支弁した場合には、保険会社の審査、判断により、それらの利用者が損害賠償責任を認める等したことが、合理的である

とは認められないことがあります、その場合、保険会社は、保険金をお支払いせず、またはお支払いする保険金の額を減額することがありますので、ご注意ください。

- ・引受保険会社は、ご請求いただいた保険金支払いの可否につき審査を行う際、保険金請求書類および提出必要書類を確認、精査するほか、必要な事実確認・事実調査を行う場合があります。この場合、利用者は、引受保険会社から求めがあった場合、その事実確認・事実調査に協力しなければならないものとなります。
- ・その他、被害者から損害賠償請求を受けた場合のご連絡、またはその損害賠償請求に起因して利用者が被る損害等に係る保険金請求のお手続き等の詳細については、引受保険会社の定める「専門事業者賠償責任保険契約普通保険約款」、「サイバーセキュリティ特約」および「商品付帯契約に関する特約」に定めるところにしたがうものとなります。

## 9. 保険代位

補償対象事故により被害者に損害を生じさせた場合において、被害者から利用者に対してその損害賠償請求がなされたことに起因して利用者が反射的に被った損害等に関し、その補償対象事故が他者の行為に起因して発生したものである場合には、引受保険会社が当該利用者に保険金を支払ったときは、引受保険会社は、当該利用者が当該他者に対して有する一切の権利につき、保険金支払額を限度として代位取得するものとなります。

## 10. 損害発生および損害拡大の防止義務

利用者等は、補償対象事故が生じた場合、これによる損害等の発生および拡大の防止に最大限努めなければならないものとなります。

## 11. 準拠法

この補償を提供する引受保険会社の定める「専門事業者賠償責任保険契約普通保険約款」、「サイバーセキュリティ特約」および「商品付帯契約に関する特約」は、日本国の法令に基づいて定められたものであり、利用者が引受保険会社に対して（本サイバーセキュリティ補償サービスの補償内容である）保険金の請求を行う場合についても、これらの解釈等は、日本国の法令を適用します。

## 12. その他

- ・本別紙3記載の内容は、本サービスを構成するサービスの一部である本サイバーセキュリティ補償サービスに係る補償内容、保険内容、保険請求の手続等の概要を説明したものであり、このサービスに係る保険内容およびその請求手続等の正式かつ正確なところは、引受保険会社の定める「専門事業者賠償責任保険契約普通保険約款」、「サイバーセキュリティ特約」および「商品付帯契約に関する特約」に記載されているところによりますので、その内容をよくご確認ください。

また、（本サイバーセキュリティ補償サービスに基づく補償内容である）保険金のお支払いの可否等については、引受保険会社の定める「専門事業者賠償責任保険契約普通保険約款」、「サイバーセキュリティ特約」および「商品付帯契約に関する特約」に基づき、引受保険会社が審査、判断いたしますので、ご了承ください。

- ・当社は、本サイバーセキュリティ補償サービスに関し、引受保険会社が行う保険金のお支払いの可否等に係る審査、判断または決定には一切関与をいたしません。また、引受保険会社から利用者に対して保険金が支払われない場合（引受保険会社が上記7. 記載の「補償の対象にならない場合」であると認定したために保険金の支払いを行わない旨の判断、決定を行った場合を含みますが、これに限りません）であっても、その保険金が支払われない理由が当社の故意または重大な過失によるものである場合を除くほか、当社自体は、損害賠償その他名目の如何を問わず、利用者の当該損害等につき、一切の補償、補てんをいたしません。



- ・本サイバーセキュリティ補償サービスの提供に関し、その保険金請求等に関する利用者に係る届出事項、登録情報などを、当社は、引受保険会社および保険金の請求または支払いに関する関係先（保険代理店を含みますが、これに限られません）に提供する場合がありますので、ご了承ください。

## 別紙4 本クラウド型 UTM マネジメントサービスの詳細

### 1 本クラウド型 UTM マネジメントサービスの内容

- (1) 当社は、スマート UTM プランまたはスマート Wi-Fi セキュリティプランに係る本契約に基づき、これらのサービスプランの利用者に対して、本規約の本紙に定める条件に加えて、この別紙4に定める条件にしたがい、当社または本 OEM 提供元事業者が占有管理するクラウドサーバー上に設置した仮想 UTM を介して（通過して）、利用者が自ら所有または正当な使用権限を有するパーソナルコンピュータから、インターネット接続を行うことにより、そのインターネット通信時の各種セキュリティ機能（具体的には、下記第2項で定める機能とします）を一元的に（統合して）提供します。
- (2) 当社は、利用者との間で、スマート UTM プランまたはスマート Wi-Fi セキュリティプランに係る本契約が締結された場合、利用者に対して、利用者が当該本契約において本クラウド型 UTM マネジメントサービスの利用台数として申込みを行ったパーソナルコンピュータの台数分の本アプリケーション（パーソナルコンピュータにダウンロードおよびインストール（以下両者を併せて「ダウンロード等」といいます）したうえで、本規約の本紙第10条（IDおよびパスワード）に定めるIDおよびパスワードを利用してログインすることにより、本クラウド型 UTM マネジメントサービスの利用（当社または本 OEM 提供元事業者が占有管理するクラウドサーバー上に設置した仮想 UTM への接続、同仮想 UTM を介したインターネット通信、インターネット接続）が可能となるアプリケーションのことをいいます。また、次号で定義する本設定等手順の内容を記載または記録した文書等を含みます。これらの点は、以下同様とします）のダウンロード等に係る権限（以下「本ライセンス」といいます。また、本ライセンスが付与されたパーソナルコンピュータの台数を「本ライセンス数」といいます）を付与するものとし、このことにより、本クラウド型 UTM マネジメントサービスを提供します。

- (3) 本アプリケーションのダウンロード等を含めた本クラウド型 UTM マネジメントサービスに関する設定およびその利用方法、またはスマート UTM プランまたはスマート Wi-Fi セキュリティプランに係る本契約終了時の本アプリケーションの削除等に関しては、当社は、それらの具体的な手順の内容（以下「本設定等手順」といいます）を別途公表し、または本ライセンスの付与に係る案内（本アプリケーションのダウンロード等を行うために必要な情報を含みます）と併せて利用者に対し通知するものとします（なお、この場合の通知は、本規約の本紙第 6 条（通知）第 1 項に定めるところによるものとします）。
- (4) 利用者は、本設定等手順の内容にしたがい、本アプリケーションのダウンロード等を含めた本クラウド型 UTM マネジメントサービスに関する設定を行い、かつ本クラウド型 UTM マネジメントサービスを利用するものとします。
- (5) 当社（または本 OEM 提供元事業者）は、その判断により、本アプリケーションのバージョンアップ等を行う場合があります（他方、利用者から、本アプリケーションのバージョンアップ等を要求することはできないものとします）。この場合、利用者は、当社からの連絡、案内にしたがい、必要なバージョンアップ等を行うものとします。

## 2 本クラウド型 UTM マネジメントサービスにより提供される各種セキュリティ機能

本クラウド型 UTM マネジメントサービスにより当社が利用者に提供する各種セキュリティ機能は、以下の第 1 号から第 5 号までの機能とし、これら以外のセキュリティ機能については、本クラウド型 UTM マネジメントサービスによる提供対象外とします。

- (1) マルウェア検出機能
- (2) URL フィルタリング機能
- (3) DNS フィルタリング機能
- (4) SSL インスペクション機能

(5) Secure Wi-Fi Traffic 機能

3 申込み等

- (1) 申込者が、本契約の本紙第7条（申込み方法）に基づき、当社に対し、スマート UTM プランまたはスマート Wi-Fi セキュリティプランに係る本契約の申込みを行う際には、当該本契約により付与を希望する本ライセンス数を明らかにして申込みを行うものとします。
- (2) 利用者は、本ライセンス数に係る台数分の利用者が自ら所有しまたは正当な使用権限を有するパーソナルコンピュータ（以下これを総称しまたは個別に「対象パーソナルコンピュータ」といいます。なお、利用者は、利用者が自ら所有しまたは正当な使用権限を有するパーソナルコンピュータであって、かつ本クラウド型 UTM マネジメントサービスへの同時利用、同時接続台数が本ライセンス数以下である限り、対象パーソナルコンピュータを自由に入れ替え、変更することができるものとします。）に本アプリケーションをダウンロード等することにより、対象パーソナルコンピュータからのインターネット通信、インターネット接続につき、本クラウド型 UTM マネジメントサービスを利用するものとします。

利用者は、対象パーソナルコンピュータ以外の情報端末（パーソナルコンピュータ以外の情報端末、パーソナルコンピュータであっても利用者が所有しておらずかつ正当な使用権限も有しないもの、または利用者が所有しかつ正当な使用権限を有するパーソナルコンピュータであっても本ライセンス数を超過するもののいずれかをいいます。以下、本項において同様とします）に本アプリケーションをダウンロード等してはならず、また、対象パーソナルコンピュータ以外の情報端末からのインターネット通信、インターネット接続につき、本クラウド型 UTM マネジメントサービスを利用してはならないものとします。

#### 4 本アプリケーション等に係る権利

- (1) 本アプリケーションおよび当社が利用者に対して本クラウド型 UTM マネジメントサービスを提供するために必要となるその他のシステムまたはソフトウェア等に係る一切の知的財産権（著作権、特許権、商標権、ノウハウなどを含みますが、これらに限りません。このことは以下同様とします）その他の権利は、すべて当社または本 OEM 提供元事業者に帰属し、当社は本サービスの提供によりこれらの権利を利用者に一切帰属させるものではありません。
- (2) 本クラウド型 UTM マネジメントサービスの利用に関し、第三者から権利主張その他の法律的、事実的侵害がなされ、またはそのおそれがある場合には、利用者は、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社または本 OEM 提供元事業者が行う当該第三者からの侵害の防止または解決のために必要な協力を行うものとします。

#### 5 本クラウド型 UTM マネジメントサービスに関する設定

- (1) 利用者は、当社から、本規約の本紙第 10 条（ID およびパスワード）に定める ID およびパスワードの発行、ならびに第 1 項第 2 号および第 3 号に定める本設定等手順および本ライセンスの付与に係る案内の通知提供があり次第、本アプリケーションのダウンロード等を含めた本クラウド型 UTM マネジメントサービスに関する設定を行い、そのサービス利用を開始するものとします。
- (2) 利用者は、前号に定める本アプリケーションのダウンロード等を含めた本クラウド型 UTM マネジメントサービスに関する設定を利用者自身の負担と責任において行うものとし、当社は、これらを行う責任を負わないものとします。
- (3) 当社が、利用者に対して、本規約の本紙第 10 条（ID およびパスワード）に定める ID およびパスワードの発行、ならびに第 1 項第 2 号および第 3 号に定める本設定等手順および本ライセンスの付与に係る案内の通知提供を行った場合、その時点をもって本クラウド型 UTM マネジメント

サービスの提供開始となり、その場合に利用者の事情または判断により、本アプリケーションのダウンロード等を含めた本クラウド型 UTM マネジメントサービスに関する設定を行わず（もしくはこれを遅らせ）、または本クラウド型 UTM マネジメントサービスに関する設定を行い、そのサービス利用を開始しなかった場合でも、利用者は、当社に対する本契約の本紙第 2 1 条（利用料金）第 1 項第 2 号または第 3 号に定める利用料金の全部または一部の支払義務を免れるものではありません。

## 6 本クラウド型 UTM マネジメントサービスの利用に係る費用等

- (1) 本クラウド型 UTM マネジメントサービスの利用（同サービスを利用して行うインターネット接続、インターネット通信を含みます。以下本項において同様とします）に関連して利用者に発生する通信費用は、利用者の負担とします。
- (2) 本アプリケーションならびに本規約の本紙第 1 0 条（ID およびパスワード）に定める ID およびパスワード以外で、利用者が本クラウド型 UTM マネジメントサービスを利用するために必要となる物品（第 3 項第 2 号の対象パーソナルコンピュータを含みますが、これに限りません）および通信環境（インターネット接続可能な通信回線の開通を含みますが、これに限りません）、または同サービスを利用した結果利用者が必要とする物品等については、すべて利用者の責任で準備調達し、また、その準備調達のための費用もすべて利用者の負担とします。

## 7 サポート窓口電話番号

0 1 2 0 - 6 6 5 - 6 0 6

利用者は、本アプリケーションのダウンロード等を含めた本クラウド型 UTM マネジメントサービスに関する設定や本クラウド型 UTM マネジメントサービスの利用等に関し、上記サポート窓口電話番号（対応時間：土日祝日を除く平日午前 9 時～午後 6 時の間）に電話連絡することにより、当社に

対して、相談、質問、およびトラブル報告や対応要請等を行うことができるものとします（なお、当社は、利用者からのこの要請等を遅滞なく受け付けることを保証するものではありません）。

この場合、当社は、必要に応じて確認や原因調査等を行ったうえ、合理的に必要な対応を行うものとします。ただし、このことにより、第5項第2号に定める利用者の負担と責任が適用除外になるものではなく、また、当社は、利用者からの要請等に係る問題解決等を必ず保証するものでもありません。

## 8 本契約終了時の措置

- (1) 本規約の本紙の第16条（利用者からの解約）、同第17条（当社からの解除）または同第35条（表明保証）等、本規約の各規定に定めるところその他の理由によりスマート UTM プランまたはスマート Wi-Fi セキュリティプランに係る本契約が終了した場合（本契約の本紙第12条（サービスプランの変更申込）によりスマート Wi-Fi プランにサービスプランが変更された場合を含みます）には、利用者は、本設定等手順に定めるところにしたがい、直ちに、第3項第2号のすべてのパーソナルコンピュータにインストールされた本アプリケーションを復元不可能な形で削除するとともに、以後、本クラウド型 UTM マネジメントサービスを一切利用してはならないものとします。
- (2) 前号により利用者が第3項第2号のすべての対象パーソナルコンピュータにインストールされた本アプリケーションを復元不可能な形で削除した場合、利用者は、当社所定の方法により、その旨を速やかに報告するものとします。
- (3) 前二号に定める措置および報告のために費用が発生する場合、その費用は、利用者にご負担いただくものとします。
- (4) 利用者が前二号に定める措置および報告の義務を怠った場合において、そのことに起因する損害が当社に発生した場合には、利用者は、当社に対して、その損害を賠償するものとします。

## 9 本クラウド型UTM マネジメントサービスに係る禁止事項

スマート UTM プランまたはスマート Wi-Fi セキュリティプランの利用者は、本クラウド型 UTM マネジメントサービスの利用にあたり、本規約の本紙第 20 条（禁止事項）第 1 項各号に定める事項のほか、以下の各号に定める禁止事項を行ってはならないものとします。

- (1) 第 3 項第 2 号に違反する行為
- (2) 本アプリケーションまたは当社が利用者に対して本クラウド型 UTM マネジメントサービスを提供するために必要となるその他のシステムまたはソフトウェア等に係る当社または本 OEM 提供元事業者の有する知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある一切の行為
- (3) 本アプリケーションまたは当社が利用者に対して本クラウド型 UTM マネジメントサービスを提供するために必要となるその他のシステムもしくはソフトウェア等を複製する行為、またはそのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルもしくはこれらに類する行為を行うこと
- (4) 本設定等手順に定められた内容にしたがわない方法または態様により、本アプリケーションのダウンロード等を含めた本クラウド型 UTM マネジメントサービスに関する設定、本クラウド型 UTM マネジメントサービスの利用、または本アプリケーションの削除等を行うこと
- (5) 本アプリケーションにつき第 1 項第 4 号によりバージョンアップがあった場合、バージョンアップしないまま本クラウド型 UTM マネジメントサービスを利用しまたは利用しようとする事